

広島県告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、世羅甲山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦